議案第５１号

羽生市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

羽生市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（選挙運動用自動車の使用の公費の支払） 第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に<u>より</u>当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に<u>より当該</u>一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （１）　（略） （２）　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる	（選挙運動用自動車の使用の公費の支払） 第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に<u>基づき</u>当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に<u>基づき、当該</u>一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （１）　（略） （２）　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる

区分に応じ、それぞれに定める金額

ア　（略）

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約により当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約により供給を受けた燃料の代金と合算して、７，７００円に当該候補者につき法第８６条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第１００条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第６条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により委員会が確認したものに限る。）

ウ　（略）

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第９条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約により当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約により作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が８円３８銭を超える場合には、８円３８銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第１４２

区分に応じ、それぞれに定める金額

ア　（略）

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、７，７００円に当該候補者につき法第８６条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第１００条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第６条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ　（略）

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第９条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円７３銭を超える場合には、７円７３銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第

条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求により当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）	（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）
第１０条　第７条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、８円３８銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）とする。	第１０条　第７条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、７円７３銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）とする。
（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）	（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）
第１３条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約により当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約により作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５８６円８８銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単	第１３条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５４１円３１銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単

価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に１．２を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合には、その端数は、切捨てとする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第１１条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求により当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に１．２を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合には、その端数は、切捨てとする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第１１条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の羽生市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される羽生市の議会の議員及び長の選挙から適用し、同日前にその期日を告示された羽生市の議会の議員及び長の選挙については、なお従前の例による。

令和７年８月２６日提出

埼玉県羽生市長　河　田　晃　明